

	質 疑	回 答
1	分譲(建売)の場合、仕様規定で確認済証を下ろそうと思いますが、販売の際、ベルス表示が必要になります。(又は住宅ローンで省エネルギー性能証明書発行等)計算に変えた場合、全て適判を受けなければならないのか。	<p>確認申請を仕様基準(省エネ適判無し)で行って、BELS等の審査を標準計算で行うことは可能です。(質疑応答集(※)1-5仕様基準NO.4参照)</p> <p>BELS評価については評価機関にお問い合わせください。</p> <p>なお、仕様基準を標準計算で評価し直す場合には計画変更となり省エネ適判が必要となります。</p> <p>(※)脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)に係る質疑応答集(令和7年3月5日時点)</p>
2	設計性能評価(別機関)は、確認申請と同時申請は可能でしょうか。合わせて長期優良(JIO依頼)も同時申請は可能でしょうか。	事前審査は可能ですが、本申請時には、評価書等の添付又は宣言書の提出が必要です。
3	外皮性能計算について、事務所併用住宅の、事務所と住宅の境界の界壁となる、壁、木製建具、2階床の熱貫流率の計算仕方は添付の図面の通りでありますか。	住宅部分と非住宅部分の界壁等の熱貫流率の計算で無断熱の場合(同一熱的環境であること)、熱橋部(木材:柱、間柱)の厚みは「0」として計算します。(基本的に、「熱橋部の厚さ=断熱材の厚さ」となり、小さい方に合わせます。)
4	外皮性能計算について、併用住宅の場合、住宅部分の外皮性能については仕様基準でもOKですか。	仕様基準でも可能ですが、併用住宅の場合は省エネ適判が必要となります。なお、併用住宅の場合の熱抵抗値等の基準値は一戸建ての住宅と相違しています。
5	併用住宅の評価はどの様にするのか。	<p>住宅部分は、外皮性能基準及び一次エネルギー消費量基準、非住宅部分は一次エネルギー消費量基準を評価することになります。なお、非住宅部分の床面積が延べ床面積の1/2かつ50㎡以下の場合、外皮性能については建物全体で評価することも可能です。</p> <p>また、計算による場合、一次エネルギー消費量計算プログラムは、住宅部分は「住宅版」、非住宅部分は「非住宅版」でそれぞれ計算することになります。</p>
6	エネルギー消費性能計算プログラム[住宅版]で併用住宅の住宅部分を評価する場合の「住宅の建て方」は、「戸建住宅」を選択するのか。	併用住宅の住宅部分を評価する場合は、「共同住宅」を選択することになります。
7	仮想床面積の算定において、吹き抜け部分の天井が勾配天井で一部でも4.2m以上場合、吹き抜け部分全体を仮想床面積とするのか。	勾配天井の場合、天井の高さが4.2m以上の部分の範囲の面積を仮想床面積として加算します。
8	省エネ基準適否チェックリスト 設備機器の仕様ですが、パネルラジエーターは、床暖房になりますか。又、温水式床暖房は、どれになりますか。換気設備の仕様は、熱交換システムは、無いという判断で、よいですか？	<p>・「木造戸建住宅の仕様基準ガイドブック」では、パネルラジエーターは使用可能(床暖房ではない)となっています。</p> <p>・仕様基準では床暖房は使用できません。</p> <p>・熱交換機設備を採用する場合にあっては、非消費電力を有効換気量率で除した値が0.3[W/(㎡/h)]以下の設備が対象となります。</p> <p>・なお、ガイドブックのP24～25に「告示記載の仕様基準要旨」として、設備機器等の仕様が載っていますので確認をお願いします。</p>

	質 疑	回 答
9	省エネ適判を省略する場合 設計住宅性能評価・長期優良住宅の他にBELS申請など省エネ基準への適合が確認できるものであれば、可能OK！確認してありますが、大丈夫でしょうか？(国土交通省 建築物省エネアシストセンター 内田様にて)	BELS評価書を省エネ適判通知書に変えることができるような運用は想定されていません。(質疑応答集(※)1-7省エネ適判NO.10参照)
10	宣言書の書式は、石川県建築住宅センター専用様式は、ありますか。	当財団ホームページよりダウンロードしてご利用ください。